

# 第6章

## 都市整備の方針

1. 方針の構成
2. 土地利用の方針
3. 都市施設の方針
4. 自然環境保全及び都市環境形成の方針
5. 都市景観形成の方針
6. 都市防災の方針





## 1. 方針の構成

将来都市像及び都市づくりの目標を実現するために、以下の5つの分野からそれぞれの都市整備の方針を整理します。

### ・土地利用の方針

将来都市構造に基づく、町全体の計画的な土地利用や市街地整備に関する方針を示します。

### ・都市施設の方針

都市の骨格となる道路網や公共交通、レクリエーションや防災の拠点となる公園及び緑地、河川環境や下水道等に関する整備方針を示します。

### ・自然環境保全及び都市環境形成の方針

都市に潤いを与え、生物の生息・生育空間となる自然環境の保全と、人々や環境に配慮した良好な都市環境の形成に関する方針を示します。

### ・都市景観形成の方針

自然、住宅、商工業、歴史文化における都市景観の形成に関する方針を示します。

### ・都市防災の方針

自然災害や火災に備え、地域の防災性を向上させるための都市基盤整備の方針を示します。



## 2. 土地利用の方針

### (1) 市街化区域の土地利用の方針

#### 1) 市街化区域の土地利用の考え方

- ◆ 人口減少・高齢化が進むなか、誰もが快適に暮らせる生活利便性の高い住環境を目指します。バランスのとれた都市的土地利用を図るとともに、駅周辺の賑わい創出や駅近居住により、駅を中心としたコンパクトな市街地形成を図ります。
- ◆ 今後世帯数の増加が見込まれるなかで、人々が住まうまちとして、防災性や安全性の高いまちづくりを目指していくために、既成市街地の住環境改善を図ります。
- ◆ 基幹道路を基軸としたまちづくりを推進していくために、生活に身近な商業・サービス機能の立地確保による賑わいのある沿道商業地を形成します。
- ◆ 周辺環境に配慮した工業系の土地利用の維持・促進を図ります。

#### 2) 市街化区域の土地利用の方針

##### ①住宅エリア

- ◆ 建物の耐震化、不燃化を推進し、災害に強い住宅地の形成を図ります。
- ◆ 扶桑町空き家バンク\*による空き家の有効活用や、低未利用地の土地利用転換により、増加が見込まれる世帯数の受け皿として住空間の確保を図ります。
- ◆ 災害時の避難場所、町民の円滑な避難動線、緊急車両の通行、視認性の高い道路環境を確保してまいります。公園や道路といった都市基盤整備を推進し、防災や防犯の観点から安全安心な住宅地の形成を図ります。
- ◆ 密集市街地では、建替え時のセットバックや行政が運用する各種緑化制度の活用、公園の保全・整備、下水道の整備といった都市基盤の確保により、暮らしやすい住環境の創出を図ります。

<名鉄犬山線周辺の住宅エリア>



##### ②専用住宅エリア

- ◆ 既成市街地では、既存公園の保全や各種緑化制度の活用による緑の創出を図り、緑豊かな落ち着いた住宅地を形成します。
- ◆ 周辺の住環境に配慮した中高層住宅の誘導を図ります。

##### ③一般住宅エリア

- ◆ 既成市街地では、既存公園の保全や各種緑化制度の活用による緑の創出を図り、緑豊かな落ち着いた住宅地を形成します。
- ◆ 生活に身近な商業・サービス機能の立地を図り、利便性の高い住宅地を形成します。
- ◆ 低未利用地が残る地域においては、商業・サービス機能の立地や緑環境の整備を進め、ゆとり・潤い・賑わいのある良好な住宅地の形成を図ります。



#### ④ 駅周辺商業エリア

- ◆ 柏森駅、扶桑駅周辺は交通利便性を活かした住宅立地に合わせ、歩いて暮らせるまちづくりに向け、生活に身近な商業・サービス機能の立地を図ります。
- ◆ 現在の商業・サービス機能の立地状況や今後の人口動向を踏まえ、既存のもの維持と新たな立地を検討します。

#### ⑤ 沿道商業エリア

- ◆ (都) 愛岐大橋線、(都) 一宮犬山線、県道斎藤羽黒線、(都) 斎藤羽黒線沿道に、商業・サービス機能、公共公益機能の立地を図り、賑わいのある沿道商業地を形成します。

#### ⑥ 産業流通エリア

- ◆ 工業地域\*内の既存工業地においては、周辺環境に配慮しながら操業しやすい工業系の土地利用の維持・促進を図ります。特に、南山名地区においては、住工混在の解消に向けて現行の用途地域である工業地域に見合った土地利用の実現を目指します。
- ◆ 産業流通エリア内の大規模商業施設は、町内外の多くの人々の利便性に資するものであり、今後も維持を図ります。

### (2) 市街化調整区域の土地利用の方針

#### 1) 市街化調整区域の土地利用の考え方

- ◆ 無秩序な開発による土地利用混在と市街化を抑制するため、営農が見込まれる農地や樹林地の保全、緑化推進により、自然的土地利用の確保を図ります。
- ◆ 集落地においては、既存の土地利用を維持することを基本としながら、豊かな自然と調和する落ち着いた住環境を確保します。
- ◆ 町内の雇用に寄与する将来に向けた都市活力の創出のため、広域連携軸である(都) 国道41号線沿道を基軸とした地区計画等も視野に入れ、周辺環境との調和を図りながら産業振興に繋がる土地利用転換を図ります。
- ◆ 総合体育館、総合福祉センター、保健センターが立地する健康福祉交流拠点や中央公民館、図書館、文化会館が立地する文化交流拠点においては、機能の充実を図ります。

#### 2) 市街化調整区域の土地利用の方針

##### ① 農用地

- ◆ 守口大根等生産地帯の優良農地として、今後も営農が見込まれる農地は維持・保全を図ります。
- ◆ 治水機能をはじめ、多面的な機能を有する水田の維持・保全を図ります。



## ②市街化調整区域内集落

- ◆ 建替え時のセットバックによる狭あい道路の解消や合併処理浄化槽\*の設置促進を図り、良好な居住環境を形成します。
- ◆ 市街地化が進んでいる地域は、市街化区域への編入を検討します。
- ◆ 無秩序な開発の抑制と土地利用の混在を防ぎ、良好な居住環境の確保を図ります。

## ③産業流通ゾーン

- ◆ 町の産業振興に向けて関係機関との調整を図りながら、（都）愛岐大橋線の沿道周辺に配置し、広域交通の利便性を活かします。
- ◆ 6車線化事業が完了する（都）国道41号線沿道周辺に工業地を確保することで、産業集積によるまちづくりを行い、将来に繋がる町内の産業振興を図ります。

## ④都市緑地

- ◆ 広域的なレクリエーションの場として、木曽川扶桑緑地公園の充実を図ります。
- ◆ 木曽川扶桑緑地公園、尾張広域緑道の自然環境を保全・整備することで、周辺市町を繋ぐ緑のネットワークの形成を図ります。

<木曽川扶桑緑地公園>



<柏森東山緑地>





【土地利用の方針図】



凡 例			
	専用住宅エリア		中心拠点
	一般住宅エリア		地域拠点
	駅周辺商業エリア		文化交流拠点
	沿道商業エリア		健康福祉交流拠点
	産業流通エリア		緑のふれあい交流拠点
	主要道路		都市公園
	河川		市街化調整区域内集落
	鉄道路線		産業流通ゾーン
	市街化区域		



### 3. 都市施設の方針

#### (1) 道路整備の方針

##### 1) 道路整備の考え方

- ◆ 都市計画道路の未整備区間を計画的に整備し、産業や町民の生活を支える円滑な道路交通体系を形成します。なお、長期未着手区間においては、社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて都市計画道路の見直しを検討します。
- ◆ 主要都市間や周辺市町への広域アクセス性の確保や、沿道土地利用の活性化による町内のまちづくりを推進するため、幹線道路の計画的な整備を図ります。
- ◆ 人口減少・高齢化が進むなか、誰もが安心して町内を移動できるような道路空間を実現するために、交通安全性・防犯性の高い基幹道路及び生活道路の整備を図ります。

##### 2) 道路整備の方針

###### ① 主要幹線道路

- ◆ 周辺市町や、名古屋から北陸までを繋ぐ広域的な幹線道路である（都）国道41号線は、本町の都市活力を支える主要な幹線道路として「主要幹線道路」に位置付け、6車線化の整備を促進します。
- ◆ 自動車交通の機能分担を図る自動車専用道路の名濃道路の整備を関係機関に働きかけます。

###### ② 都市幹線道路

- ◆ 周辺市町を結ぶ都市軸として「都市幹線道路」を位置付けます。
- ◆ 本町の都市の骨格を形成している（都）愛岐大橋線、（都）一宮犬山線に合わせ、（仮称）新愛岐大橋の木曾川架橋により、岐阜県、江南市、犬山市、大町等との連絡性がますます高まります。周辺市町との連携強化を図りながら、生活サービス機能の立地を確保する都市軸として、（都）小淵江南線、県道斎藤羽黒線、（都）斎藤羽黒線の整備を関係機関に働きかけます。

###### ③ 補助幹線道路

- ◆ 市街地の交通の円滑化を図るための軸として「補助幹線道路」を位置付けます。
- ◆ 柏森駅へのアクセス性を強化するため、（都）柏森駅西線の整備促進を関係機関に働きかけます。
- ◆ 市街地の交通の円滑化や、自動車と歩行者共に安全な道路空間を創出します。また、（都）草井犬山線の整備促進を関係機関に働きかけるとともに、（都）犬山富士線及び（都）高雄橋爪線の整備を推進します。

###### ④ 安全性の高い道路環境の形成

- ◆ 側溝の整備、歩車分離、カラー舗装等の交通安全に配慮した整備の検討を行います。
- ◆ 密集市街地では法規制に基づく狭あい道路の解消を推進し、地域防災性の向上を図ります。
- ◆ 歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、町道山那五郎丸線、町道江南扶桑線等の交通量が多い町道では、歩道の改修等により歩行者にとって安全性の高い道路空間の確保を図ります。





- ◆ (仮称)新愛岐大橋の木曾川架橋の整備により、町内への交通量の増加が予想されます。そのため、幹線道路に加え周辺の区画道路においても、交通安全に配慮した整備を推進します。

### ⑤ 防犯性の高い道路空間の形成

- ◆ 駅周辺や通学路、幹線道路を中心に防犯カメラや街路灯等の防犯設備の整備により、防犯性の高い道路空間の確保を図ります。

## (2) 公共交通の方針

### 1) 公共交通の方針の考え方

- ◆ 駅を中心としたコンパクトなまちづくりを目指していくために、駅周辺整備を推進し公共交通の要所としての機能強化を図ります。
- ◆ 人口減少・高齢化が進むなか、誰もが快適に町内を移動できるような交通環境を整えていくために、新たな地域公共交通網を検討します。

### 2) 公共交通の方針

#### ① 駅周辺

- ◆ 扶桑駅、柏森駅、木津用水駅の利便性を一層高めるため、駅周辺の整備を推進します。
- ◆ 柏森駅周辺は、(都)柏森駅西線の整備促進と合わせ、狭あい道路の改善や不整形な交差点の解消を検討し、地域住民と駅利用者共に利用しやすい駅周辺の環境改善を推進します。
- ◆ 駅前広場が未整備の木津用水駅前には、駅を中心とした拠点機能の強化を検討します。

<名鉄犬山線 扶桑駅>



<名鉄犬山線 柏森駅>

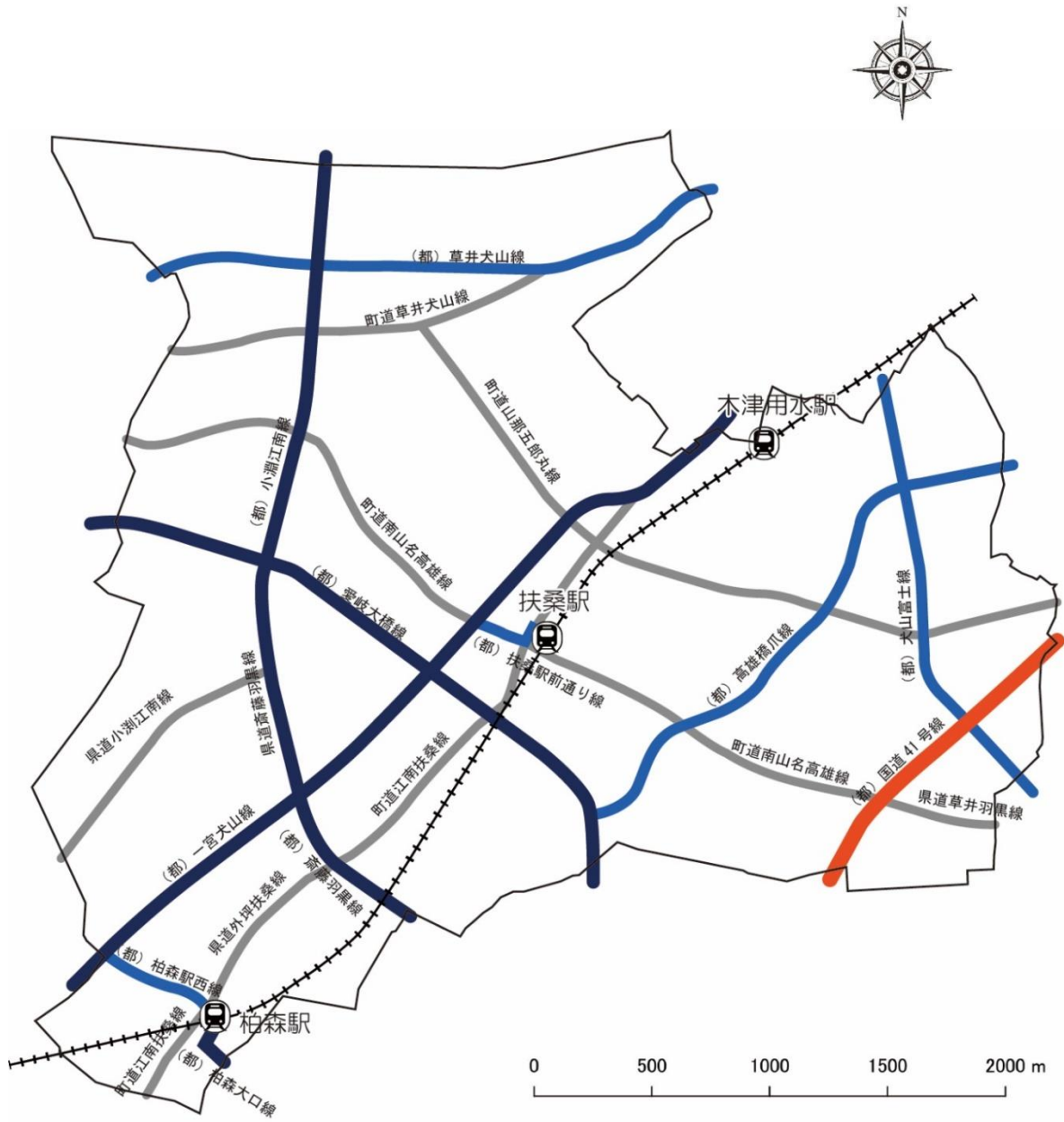


#### ② 公共交通

- ◆ 高齢者をはじめとした町民の移動手段を確保するため、デマンド型公共交通「チョイソコふそう」の本格運行を目指します。
- ◆ 中心部と郊外や主要施設を結ぶネットワークを構築します。



【道路整備及び公共交通の方針図】



凡 例	
	主要幹線道路
	都市幹線道路
	補助幹線道路
	鉄道・駅



### (3) 公園・緑地整備の方針

#### 1) 公園・緑地整備の考え方

- ◆ 町民の憩いの場を創出します。現在の立地状況を踏まえながら、市街化区域を中心に新たな緑の創出を図ります。
- ◆ 公園の整備・管理や緑化推進は、町民のニーズを反映し、より良い環境を確保していきます。各種行政の制度や助成の利用促進により、民間活力を活用し官民連携での実施を図ります。

#### 2) 公園・緑地整備の方針

##### ① 公園の整備

- ◆ 柏森駅周辺や扶桑駅周辺は、既存の都市公園の位置を踏まえ、不足箇所を中心に新たな緑の創出を図ります。
- ◆ 地域住民が日常的に憩い、災害時には避難所となる公園や、子どもがのびのびと遊ぶことができる公園等、多様な町民のニーズに適した新たな都市公園の整備を図ります。
- ◆ 老朽化し、町民のニーズにそぐわなくなった既存公園施設については、地域の特性に応じた公園に再整備を図ります。
- ◆ 防災機能の強化、防犯機能の強化、ユニバーサルデザインの導入など、誰もが安全安心に利用できるような、公園の施設・設備の充実を図ります。
- ◆ 木曽川扶桑緑地公園周辺を「緑のふれあい交流拠点」として位置付け、整備します。町内外から人々が訪れ、スポーツ、レクリエーション等を楽しめ、四季折々の自然や景観を味わうことができるようにするとともに、多様な生物が生息できる環境の整備を図ります。

##### ② 緑地の整備

- ◆ レクリエーション機能、憩いの場、多様な生物の生息地等の機能を有する木曽川扶桑緑地公園、尾張広域緑道及び柏森東山緑地は、今後も整備を継続します。

##### ③ 公園・緑地の保全

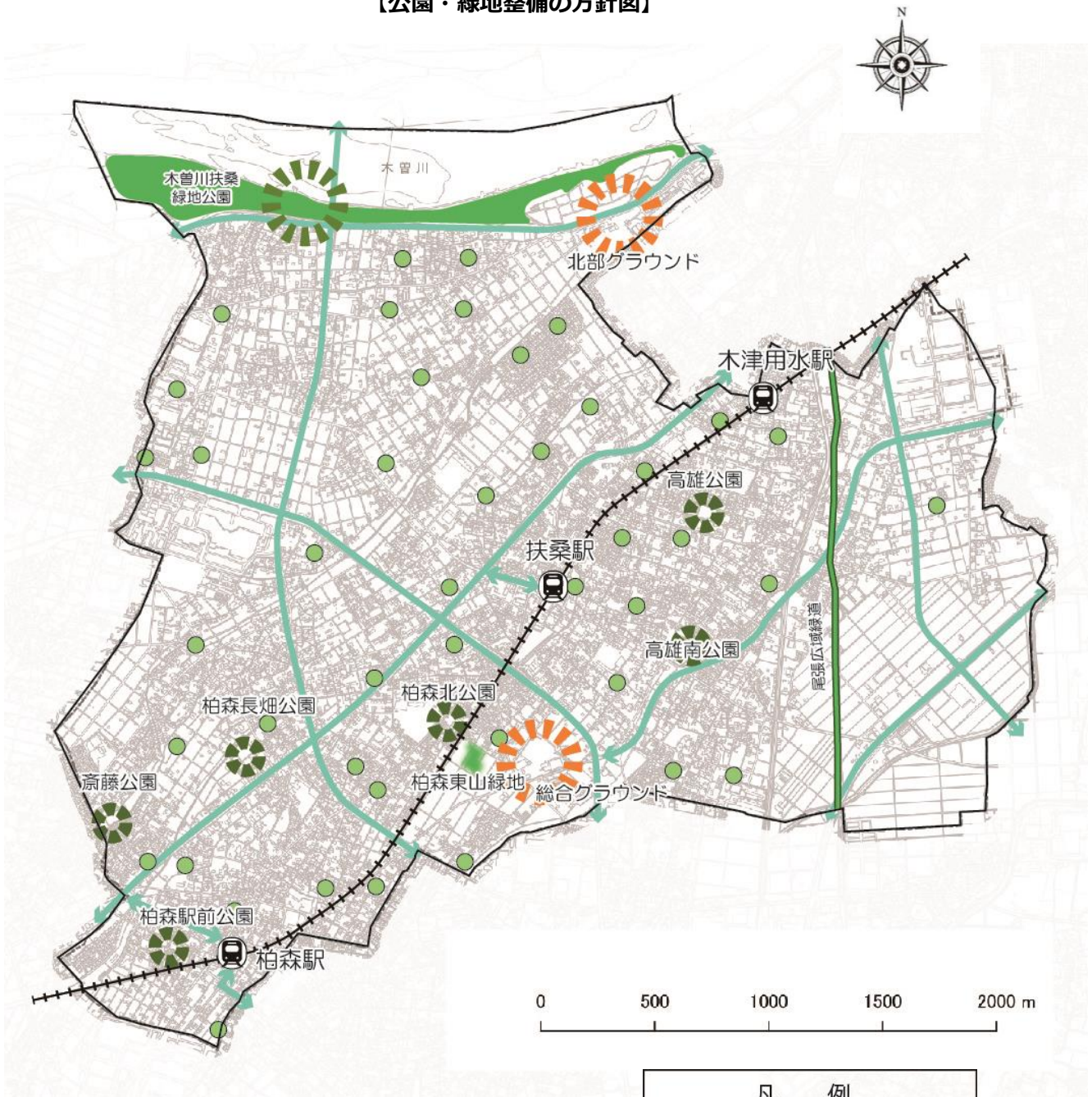
- ◆ 既存公園やレクリエーション施設は、町民の憩いの場としての役割や集客が見込めるものとして、今後も保全を推進します。

##### ④ 官民連携による緑づくり

- ◆ 公園の整備にあたっては、計画段階から行政と町民による協働を推進します。
- ◆ 日常的に公園・緑地の安全性や環境保全を行うために、アダプトプログラム\*といった行政と町民が協働で行う維持・管理体制の推進を図ります。
- ◆ 花いっぱい運動や生垣助成等の普及を高め、行政と町民が協働で行う緑化活動の推進を図ります。
- ◆ 環境面、景観面、レクリエーション面、防災面等の多面的な機能を有する樹林地、農地については権利者の理解と協力を得ながら適正な保全を図ります。また、町民の森や農園として、町民、事業者、行政が連携しながらその活用に努めます。



【公園・緑地整備の方針図】



凡 例	
	都市緑地
	都市公園
	レクリエーション施設
	緑のふれあい交流拠点
	児童遊園
	幹線道路
	鉄道駅



## (4) 河川整備の方針

### 1) 河川整備の考え方

- ◆ 本町には、木曽川、合瀬川、青木川の3つの河川が流れています。気候変動に伴う自然災害の頻発化や激甚化の懸念があるなかで、町民の生命、暮らし、財産を守るために、河川改修工事を推進するとともに、下水道の整備や各種雨水貯留浸透設備の設置等による水害の危険性を軽減する総合治水対策\*を推進します。
- ◆ 3つの河川その他、本町には排水路としても機能している農業用水路（丹羽用水、般若用水、巾下用水、木津用水等）が流れており、これらの河川・水路については生き物の貴重な生息環境として保全を図るなど、多面的な機能を確保していきます。

### 2) 河川整備の方針

#### ① 河川・用水路

- ◆ 木曽川は、豊かで恵まれた自然環境を保全しつつ、河川整備及び維持・管理を国に要望しながら、本町の治水安全性の向上を促進します。
- ◆ 合瀬川及び青木川は、河川整備・改修を県に要望しながら整備を促進します。
- ◆ 町内を流れる農業用水路は、安定した用水量の確保と治水安全性の向上のために、維持・管理の推進を図ります。

#### ② 治水対策

- ◆ 「雨水浸透柵\*設置費補助金」、「雨水利用貯留施設設置費補助金」等の制度の継続と普及に努めます。
- ◆ 一定規模以上の開発においては「扶桑町宅開発事業等に関する指導要綱」に基づき、事業者による一時貯留槽、雨水浸透柵の設置を図ります。
- ◆ 近年の集中豪雨に対応するために、道路等の公共施設において雨水排水施設や雨水貯留施設の設置、透水性舗装\*の整備推進を図ります。
- ◆ 既存雨水排水施設の長寿命化を図るために、定期的な補修や維持・管理を行います。

## (5) 下水道整備の方針

### 1) 下水道整備の考え方

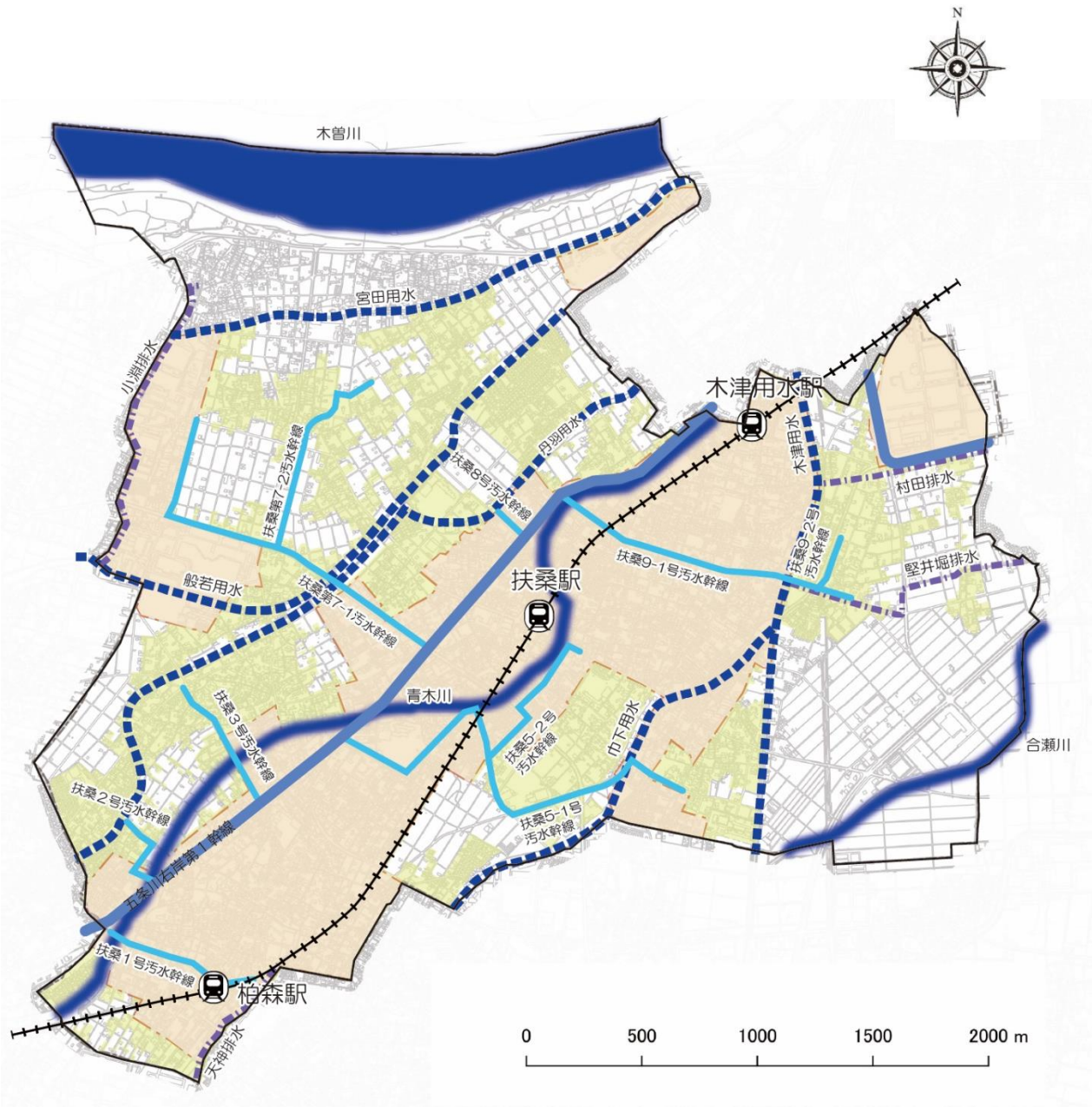
- ◆ 今後世帯数の増加が見込まれるなかで、快適なまちづくりを目指していきます。都市の浸水防止、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を目的に、公共下水道整備、既存インフラの保守・点検を効率的に実施します。

### 2) 下水道整備の方針

- ◆ 事業認可区域の見直しによる、計画的かつ効率的な汚水施設整備の推進を図ります。
- ◆ 既存施設の長寿命化を図るため、定期的な補修と維持・管理を行います。
- ◆ 下水道計画区域内は下水道の接続を促進し、水洗化率を向上させます。
- ◆ 下水道計画区域外は合併処理浄化槽の整備促進を図ります。



【河川・下水道整備の方針図】



凡 例	
	河川
	用水路
	排水路
	流域下水道幹線
	幹線管渠
	下水道計画区域 (市街化区域)
	下水道計画区域 (市街化調整区域)
	鉄道・駅



## 4. 自然環境保全及び都市環境形成の方針

### (1) 自然環境保全の方針

#### 1) 自然環境保全の考え方

- ◆ 本町には木曽川を中心とした水辺や、尾張広域緑道等の緑の環境が豊かです。これらは地域の重要な資源であり「町民の憩いの場」、「多様な生物の生息地」、「町内外からの集客・交流」としての役割を維持するために、水と緑が豊かな自然環境の保全を図ります。

#### 2) 自然環境保全の方針

##### ① 緑の保全

- ◆ 今後も営農が見込まれる農地は「まとまりのある緑」として位置付け、保全を図ります。
- ◆ 木曽川扶桑緑地公園やサイクリングロード、高雄地区の尾張広域緑道は、周辺市町と繋がる緑のネットワークであるため「広域環境軸」として位置付け、今後も保全していきます。
- ◆ 木曽川扶桑緑地公園、柏森東山緑地、尾張広域緑道は、多様な生物の生息地、身近に自然とふれあえる場、町民の憩い・レクリエーションの場として緑化の推進・保全を図ります。
- ◆ 緑化活動においては、アダプトプログラムといった行政と町民が協働で行う維持・管理体制を推進します。

##### ② 水辺環境の保全

- ◆ 木曽川、合瀬川、青木川の水辺は、多様な生物の生息環境、親水環境、河川景観に配慮し、潤いのある水辺環境の保全を図ります。
- ◆ 污水施設の整備と並行し、啓発活動や清掃活動を推進します。町民の協力も得ながら、河川・水路の水質汚濁を防止します。

<木曽川と周辺の自然環境>



### (2) 都市環境形成の方針

#### 1) 都市環境形成の考え方

- ◆ 今後世帯数の増加が見込まれるなかで、人々が住まうまちとしてあり続けるために、快適なまちづくりを目指します。町民にやさしく、皆が住み続けたいと思う都市環境の形成を図ります。
- ◆ 環境負荷の軽減や地球温暖化といった地球環境問題に配慮し持続可能な都市を目指していくために、省エネルギー、省資源、CO<sub>2</sub>削減等の取り組みを推進します。

#### 2) 都市環境形成の方針

##### ① 緑環境の創出

- ◆ 市街化区域において、緑が不足しているところは「緑化推進エリア」として位置付け、新たな緑環境の整備を図ります。



- ◆ 市街化調整区域において、宅地利用されているところは「緑の活用エリア」として位置付けます。そのうえで、緑化推進事業補助制度の活用を促し、「自然」と「暮らし」が調和した緑豊かな住環境の形成を図ります。
- ◆ 緑化推進事業補助制度に基づき、生垣、屋上緑化\*、壁面緑化\*といった緑化を推進し、町内の緑被率の向上を図ります。

## ② 人にやさしい都市環境形成

- ◆ 歩行者空間や公共施設の建設・整備においては、バリアフリーやユニバーサルデザインを導入し、利用者への使いやすさや快適さに配慮します。
- ◆ 公共施設の清掃活動の徹底、不法投棄の防止、教育等の個別施策と連携した生活マナーの向上、定着により、都市環境の美化を図ります。

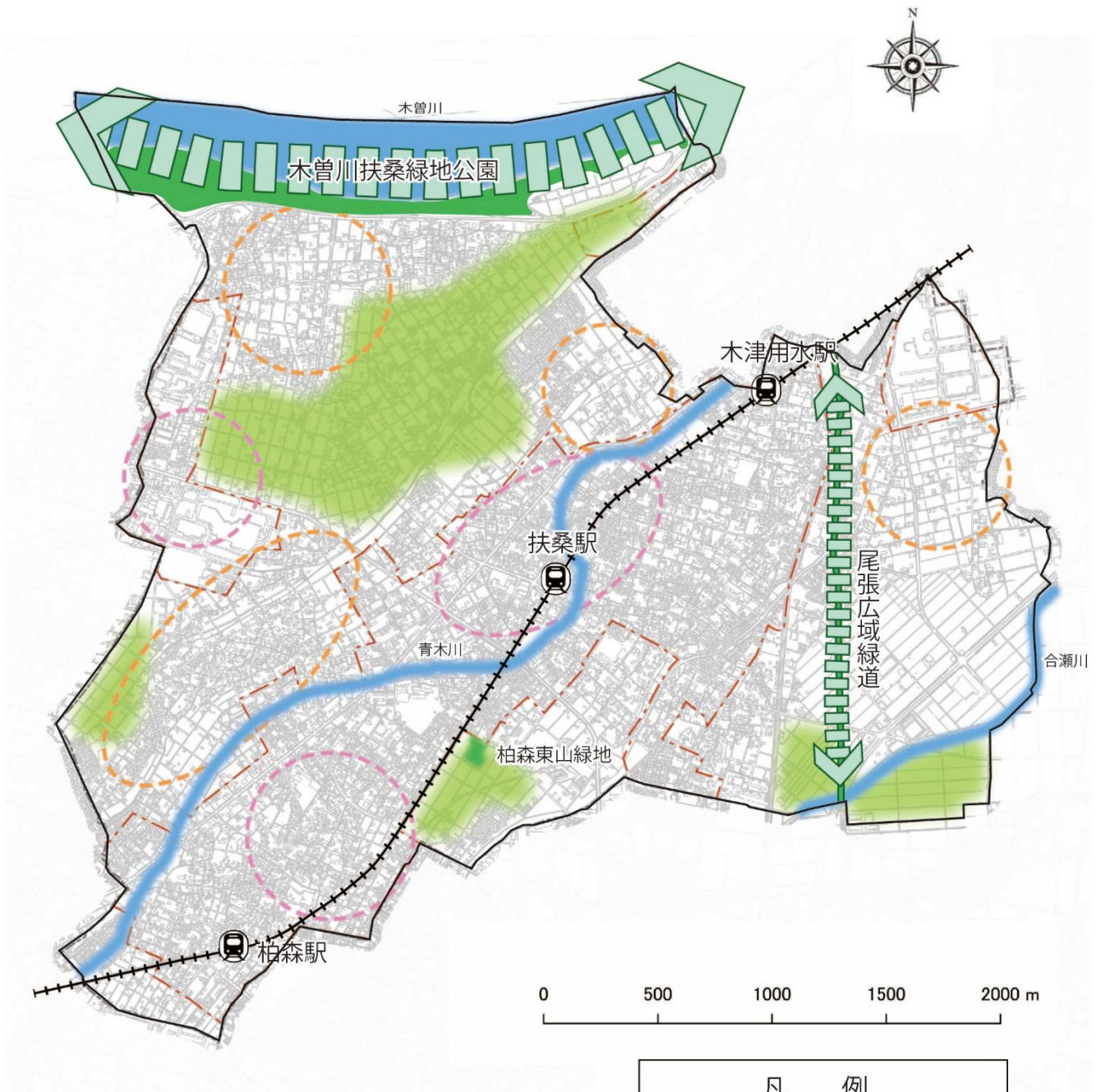
## ③ 環境に配慮した都市環境形成

- ◆ 安全性や防犯性の高い歩行者空間の整備、公共交通網の強化、町内移動の利便性向上により、歩いて暮らせる都市環境の実現を目指し、自動車依存の抑制を図ります。
- ◆ 幹線道路の整備により、交通渋滞緩和及び通行の円滑化を推進し、ガソリン等の枯渇性エネルギーの消費削減とCO<sub>2</sub>の削減を目指します。





【自然環境保全及び都市環境形成の方針図】



凡 例	
	まとまりのある緑
	都市緑地
	緑の活用エリア
	緑化推進エリア
	広域環境軸
	河川
	市街化区域
	鉄道・駅



## 5. 都市景観形成の方針

### (1) 都市景観形成の方針

#### 1) 都市景観形成の考え方

- ◆ 本町は水や緑の環境、のどかな住宅地、古くから伝わる文化といった都市の個性が豊かに共存しています。これらの多様な個性を地域の重要な資源として後世まで継承していくために、自然・市街地・文化に関する景観を保全し、個性が輝く豊かな都市形成を図ります。

#### 2) 都市景観形成の方針

##### ① 自然景観の形成

- ◆ 潤いのある自然景観を形成するために、木曽川及び周辺の自然環境と水辺の保全を図ります。
- ◆ 緑豊かな集落景観を形成するために、守口大根等を生産している優良な農地や樹林地を保全します。

##### ② 市街地景観の形成

###### 住宅地の景観

- ◆ 住みやすく良好な住宅地の景観を形成するために、高層建築物の規制や住宅地内の緑化を誘導します。
- ◆ 緑豊かな住宅地の景観を形成するために、生垣助成や花いっぱい運動等の普及を図ります。
- ◆ 四季を感じられる魅力的な道路景観を形成するために、街路樹の整備を推進します。

###### 商業地の景観

- ◆ 秩序のある商業地景観を形成するために、屋外広告物の規制と誘導を図ります。
- ◆ 駅周辺の整備や幹線道路の沿道利用の促進により、賑わいのある景観形成を図ります。

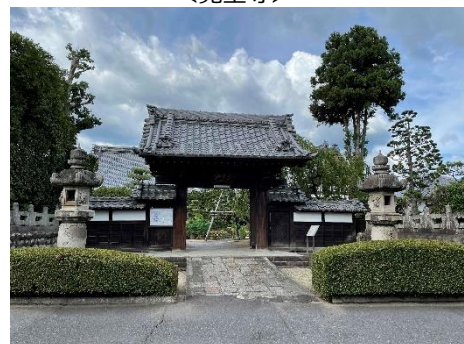
###### 工業地の景観

- ◆ 周辺の住環境に配慮した良好な工場地景観を形成します。工場立地法に定める基準に則り、生産施設面積を守ったゆとりのある工場地や、適切な規模の緑地の配置を行い、周辺の住環境に配慮した工場景観の創出を図ります。

##### ③ 歴史的・文化的景観の形成

- ◆ 後世まで継承される都市景観を形成するために、神社仏閣といった歴史的・文化的な資源の保全を図ります。
- ◆ 後世まで継承される緑の景観を形成するために、「扶桑町自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹等の保全を図ります。

<覚王寺>





【都市景観形成の方針図】



凡 例	
	保存樹
	文化・歴史的な施設
	鉄道・駅



## 6. 都市防災の方針

### (1) 都市防災の方針

#### 1) 都市防災の考え方

- ◆ 南海トラフ巨大地震や異常気象による水害といった自然災害、火災に関する懸念があるなかで、町民の生命、暮らし、財産を守っていきます。そのために、建物の耐震化や不燃化、河川改修、治水対策等を推進し、地域の防災性向上を図ります。
- ◆ 防災性を高めるための都市整備のみならず、町民目線で主体的な防災活動を促します。防災に関する情報発信体制の強化や、避難訓練等の個別施策との連携により、これまで以上に町民の意識向上を図ります。

#### 2) 都市防災の方針

##### ① 水害の対策

- ◆ 国や県と連携しながら、町内にある河川の改修及び整備を図ります。
- ◆ 雨水排水施設の整備・補修の事業推進を図ります。

##### ② 地震・火災対策

- ◆ 公共建築物や民間建築物の耐震化や不燃化及び公共建築物の長寿命化や改修を推進し、防災性の向上を図ります。
- ◆ 公共建築物において、消火栓等の消火設備の整備を推進し、防災性の向上を図ります。
- ◆ 幹線道路や、町民が多く利用する主要な生活道路においては、ブロック塀から生垣への転換を促します。
- ◆ 法規制に基づく狭あい道路の解消を図り、町民の避難活動が円滑に行える安全な住環境の創出を図ります。
- ◆ 防災倉庫や防災遊具等の防災機能を備えた公園の整備を図ります。

##### ③ 地域防災体制の強化と防災意識の向上

- ◆ 日頃町民が利用する都市公園において、防災遊具等を整備し地域防災性の向上を図ります。
- ◆ 迅速・確実な情報伝達と円滑な避難活動を誘導するため、緊急時における情報発信体制の構築を図ります。
- ◆ 避難所、避難路、防災倉庫等の緊急時に有用となる防災情報について、日頃から活用できる情報発信体制の構築を図ります。
- ◆ 町民一人ひとりの防災意識を高め、災害発生時の被害を最小限にとどめます。広報やホームページを活用した防災情報などの発信や、定期的な防災訓練の実施により、地域及び町民の自主防災意識の向上を図ります。